

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	
②事務の概要	●事務全体の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行なっている。 ●住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行なう。	
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、 ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
児童手当台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	こども支援部 こども支援課	
②所属長の役職名	こども支援課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111（代表）	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111（代表）	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども課長 荒田 雅郎	こども支援課長 昔農 久美子	事後	平成30年4月1日付け人事異動に伴うもの
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども支援課長 昔農 久美子	こども支援課長	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定保護評価書		基礎項目評価書	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの		特に力を入れている	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		接続しない(提供)	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 8. 監査		自己点検	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓		特に力を入れて行っている	事後	項目新設
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	項を号に訂正 法改正によるもの
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ		106	事後	106の項を追加
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和3年9月10日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス		十分である	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担	福祉こども部 こども支援課	こども支援部 こども支援課	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	狭山市 福祉こども部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第56項	番号法第9条第1項 別表第一第56項及び 第101項	事後	
令和4年11月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二第121項	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
令和5年2月3日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	●事務全体の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、 児童手当システム、番号連携サーバー(団体 内統合宛名システム)、中間サーバー	●事務全体の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、 児童手当システム、宛名管理システム、番号 連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中	事前	マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を
令和5年2月3日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを			事前	同上
令和5年2月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係	令和4年12月23日時点	令和5年2月3日時点	事前	判断基準日の見直し
令和5年2月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係	令和4年12月23日時点	令和5年2月3日時点	事前	判断基準日の見直し
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係	令和5年2月3日時点	令和5年4月1日時点	事後	判断基準日の見直し
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係	令和5年2月3日時点	令和5年4月1日時点	事後	判断基準日の見直し
令和6年10月1日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価 書	事後	特例給付の廃止
令和6年10月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	狭山市は、児童手当又は特例給付の支給に関 する事務における特定個人情報ファイルの取	狭山市は、児童手当の支給に関する事務にお ける特定個人情報ファイルの取り扱いにあた	事後	特例給付の廃止
令和6年10月1日	公表日	令和5年8月1日	令和6年11月15日	事後	評価の再実施
令和6年10月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	児童手当・特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	特例給付の廃止
令和6年10月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第56項及び第 101項	番号法第9条第1項 別表81の項	事後	法改正によるもの
令和6年10月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二第121項	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表106、107の項	事後	法改正によるもの
令和6年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われること	事後	項目新設